

佐賀県教育庁文書規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

佐賀県教育委員会委員長 牟田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第9号

佐賀県教育庁文書規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁文書規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（文書事務） 第2条 文書事務については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号。以下「文書規程」という。）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）を準用する。</p>	<p>（文書事務） 第2条 文書事務については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号。以下「文書規程」という。）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）<u>及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定を準用する。</u></p>

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。